

大使館便り

第212号 令和2年11月11日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からのご挨拶

11月に入り、肌寒い日々が続くようになりましたが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。

ヨーロッパ諸国は新型コロナウイルスの第2波を迎えており、ドイツ、フランス、イギリス等、第1波を大きく越える感染者数が報告されています。ポルトガルも例外ではなく、10月末から最多新規感染者数を連日のように記録しました。感染拡大を踏まえ、11月9日から23日の期間、大統領令に基づく「非常事態宣言」の発令が決定されました。レベロ・デ・ソウザ大統領とコスタ首相は共に、11月は試練の時であり、これ以上感染を拡大させないための感染防止対策の徹底と経済活動の維持を同時に行うことが必要としています。

感染のリスクが高い121市に対しては、必要最低限の用務以外の外出は禁止される（平日：23時から翌朝5時/週末：13時から翌朝5時）など、皆様の生活にも直接の影響があるかと思えます。長期化する新型コロナウイルス感染症によって、自粛に伴う精神的疲れを感じられている方も少なくないかと存じますが、どうぞ、ご自身及びご家族等、大事な方々を守るため、今一度、マスクの着用やこまめな手洗い等、基本的な感染対策を徹底いただきますよう、お願いいたします。

2. 政治・経済関係

(1) 第31回ポルトガル・スペイン首脳会議の開催

10月10日、グアルダ市で第31回ポルトガル・スペイン首脳会議が開催されました。コスタ首相とスペインのペドロ・サンチェス首相は、強力なイベリア半島の存在こそが、EUの枠組み、域内南部の国々や地中海諸国との枠組み、さらにイペロアメリカの枠組みにおいて、両国による共同の対応を可能にすると強調しました。コスタ首相は、国境を両国の分岐点ではなく結束の場と見なし、EUの場で両国が共有するビジョン、戦略、開発計画を示していく意向を述べました。また、サンチェス首相はポルトガルの2021年前半のEU議長国就任についても触れ、「移民や亡命者への対応、英国の離脱、欧州復興計画、ラテンアメリカ及びアフリカとの関係等多くの課題がある中でのポルトガルのEU議長国就任は、安心と信頼をもたらす」と述べました。

(2) 「非常事態宣言」発令

国内感染者数と死者数の増加に伴い、11月6日、議会にて大統領令に基づく「非常事態宣言」の発令が可決されました。これにより11月9日から23日23時59分の期間、感染のリスクが高い121市に対し、時間・曜日を限定し、人の移動を制限する旨決定しました。また、

た、全国的に、職場、交通機関、スポーツ・文化施設等での検温やポルトガル出入国時及び保健・教育機関等での抗体検査の実施が許可されることとなりました（実施そのものについては、保健当局の指示によることとなります。）同宣言は今後の感染症の拡大状況を踏まえ、延長される可能性があります。

（３）インテルカンパス社の世論調査結果—１０月

１０月１９日、ジョルナル・デ・ネゴシオス紙は、インテルカンパス社が実施した世論調査結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は３７．５％（前月比０．１ポイント増）に増加しました。最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は２４．８％（同０．５ポイント増）と先月から増加しました。PSとPSDの支持率の差は１２．７ポイント（前月比０．４ポイント減）に減少しました。その他主要政党では、左翼連合（BE）と人シェーガ党（CH）の支持率が増加しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

（政党別支持率推移）

政党	５月	６月	７月	８月	９月	１０月
社会党（PS）	40.3	40.0	39.0	39.6	37.4	37.5
社会民主（PSD）	23.3	24.1	23.9	24.8	24.3	24.8
左翼連合（BE）	9.0	9.8	10.4	8.5	9.9	11.0
シェーガ党（CH）	6.8	6.8	6.2	7.9	7.4	7.7
統一民主連合（CDU※）	5.9	6.2	6.2	6.1	5.5	4.3
民衆党（CDS）	3.6	4.1	4.8	4.4	4.3	4.1
人と動物と自然の党（PAN）	3.6	3.1	3.0	3.2	4.1	4.1
リベラル主導党（IL）	3.2	1.9	2.8	2.8	2.1	2.4
自由党（Livre）	0.7	0.8	0.4	0.4	0.9	0.4

※ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）

（４）国内投資プログラム２０３０の発表

１０月２２日、政府は、２０２１年から２０３０年までの投資事業予定を記載した「国内投資プログラム２０３０」を発表しました。全８５の事業が明記され、投資総額は４３０億ユーロに上ります。本プログラムは、交通インフラの整備：２１６億ユーロ（５０％）、エネルギー転換：１３０億ユーロ（３０％）、環境対策：７４億ユーロ（１８％）、灌漑整備：７．５億ユーロ（２％）から構成されています。本プログラムは、２０３０年までの国家予算、EU多年度財務枠組み、欧州復興基金を財源とする予定です。

（５）アソーレス自治州議会選挙の実施

１０月２５日、アソーレス自治州で州議会議員選挙が実施されました。過去２０年間議会の過半数を占めていた社会党（PS）は５７議席中２５議席の獲得に留まり、単独過半数を失いました

た。これまで議席の無かったシェーガ党（CH）、リベラル主導党（IL）、人と動物と自然の党（PAN）が議席を獲得し、アソーレス州議会はかつてなく、政党が犇めく状況となります。一方、前回1議席を保持していた統一民主連合（CDU）は議席を失いました。本結果により、野党が多数派となる中でのヴァスコ・コルデイロ知事の指揮が見込まれるものの、野党連合成立の可能性も残りました。なお、投票率はコロナ禍にあるものの、45.42%（前回比4.62%増）を記録しました。

（6）9月の雇用統計の発表

10月29日、国立統計院（INE）は8月の確定雇用統計と9月の推定雇用統計を公表しました。8月の確定失業率は前月比0.2%増の8.1%となりました。9月の推定失業率は、前月比0.4%減の7.7%となりました。国内の失業問題に関し、コスタ首相は「ポルトガルが導入したレイオフ制度は、一時的な人件費の削減により企業活動を安定させ、企業内のポストを維持させることを目的としている。企業の従業員雇用における過度の硬直性は結果として大幅な企業内ポストを失わせることにつながる。本制度の悪用による不当な解雇は認めないが、市場雇用調整機能を上手く機能させることも重要である。以上のことから、政府は解雇を禁止するのではなく、雇用維持の支援を優先事項として掲げている」と述べました。

（7）第3四半期GDP成長率の発表

10月30日、国立統計院（INE）は2020年第3四半期のGDP成長率を発表しました。2020年第3四半期GDPは、経済活動の再開により前期比+13.2%（第2四半期：-13.9%）の成長率を記録し、プラス成長へと転じました。一方で、前年同期との比較では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が響き、-5.8%（第2四半期：-16.4%）の経済成長率を記録し、3期連続のマイナス成長となりました。INEが発表した四半期毎の経済成長率は以下の通りです。

（四半期毎経済成長率）

年/期	19/1	19/2	19/3	19/4	20/1	20/2	20/3
前期比成長率（%）	0.7	0.5	0.4	0.7	▲4.0	▲13.9	▲13.2
前年比成長率（%）	2.5	2.2	2.0	2.3	▲2.4	▲16.4	▲5.8

3. 広報・文化関係

（1）国際交流基金マドリッド文化センター及び当館共催オンラインイベント「ジャパトラ座による日本物語紹介」

標記「ジャパトラ座による日本物語紹介」ビデオを順次オンラインで公開しております。日本の四季に寄せる民話四話の紹介です。以下のURLよりご視聴・お楽しみください。

●全体紹介:

<https://www.youtube.com/watch?v=srhqmEqLJLM&feature=youtu.be&fbclid=IwAR04CDJOf>

w6RW_x2WHEtZZKFEbzTDwhj2TAiJW71LL225qcc94tWW1dJPjw

- 「じごくのそうべえ」(春) :

https://www.youtube.com/watch?v=WbVD_-

[6PpDE&feature=youtu.be&fbclid=IwAR2zOZV3I15SqRwwnDtekC63UHKcSh_NTK2x117lfFpNPzFPb5BPsrxrezw](https://www.youtube.com/watch?v=WbVD_-6PpDE&feature=youtu.be&fbclid=IwAR2zOZV3I15SqRwwnDtekC63UHKcSh_NTK2x117lfFpNPzFPb5BPsrxrezw)

引き続き、「耳なし芳一」(夏)、「月のうさぎ」(秋)、「雪女」(冬) 四話を公開の予定です。リンク情報等につきましては追って掲載してまいります

(2) 大使館主催「風呂敷講座オンライン版」

当館は、7月31日～9月11日までの金曜に、風呂敷講座を7回に分けてオンライン配信いたしました。各回、包み方を一つ御紹介するビデオ(約1分～2分のビデオ)を以下の大使館HP及びFBにて公開していますので、皆様ぜひご覧ください。

大使館HP : https://www.pt.emb-japan.go.jp/itprtop_pt/11_000001_00221.html

大使館FB : <https://www.facebook.com/embaixadadojapaoemp Portugal/>

(3) 大使館主催「書道ワークショップオンライン版」

当館は、9月18日～10月16日までの金曜に書道ワークショップを5回に分けてオンライン配信いたしました。各回、簡単な日本語表現を書道にて紹介しておりますので、皆様ぜひご覧ください。

大使館HP : https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_pt/11_000001_00254.html

大使館FB : <https://www.facebook.com/embaixadadojapaoemp Portugal/>

(4) 「日本漢字能力検定」の開催

日本漢字能力検定協会主催の「日本漢字能力検定」が以下の要項で実施されます。詳細については下記までお問い合わせ下さい。

(ア) 検定実施日時 : 2021年 1月30日(土曜日) 午後

(イ) 準会場 : リスボン日本語補習授業校 (D. Pedro V 校)

(ウ) 住所 : Estrada das Laranjeiras 122, 1600-136 Lisboa, Portugal

(エ) 出願受付期間 2021年 10月 19日(月)～11月 30日(月)

(オ) 検定級 (2級～10級)

(カ) お問い合わせ・申込み : リスボン補習授業校のサイト lisbon_school@yahoo.co.jp

*お申込みの際には、氏名(姓・名)、フリガナ(姓・名)、受験級、生年月日(西暦)が必要です。詳しくはリスボン日本語補習授業校のホームページをご覧ください。

<https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool>

(5) お知らせ

(ア) 当館広報文化班マリア・ジョアン職員の逝去

当館広報文化班 Maria João Neves 職員が、去る10月21日に逝去されました。Maria João Neves 職員は、2002年より長きにわたり、大使館にて様々な日本関連広報イベントの企画・開催に携わり、文字通り日本とポルトガルの架け橋となってまいりました。また、かつてはJETプログラム(The Japan Exchange and Teaching Programme) 職員として鹿児島県庁にて3年間勤務し、日本においても日・ポ間交流を推進されました。日本語・日本食・日本文化に惹かれ、愛し、“日本は本当に彼女の魂だった”(ご家族談)とのことでした。

なお、大使館では、Maria João Neves 職員へのメッセージを受け付けております。2020年12月10日までに cultural@lb.mofa.go.jp まで送付いただいたメッセージは後日 Maria João Neves 職員のご家族にお渡し致します。

日本大使館より、ここに、謹んで哀悼の意を表します。

(イ)「まるごと (A1) 日本語オンラインコース」のポルトガル語版自習コースの開講
国際交流基金の日本語学習サイト「みなと」に「まるごと日本語オンラインコース (A1)」の解説言語としてポルトガル語が新たに加わりました。

本コースは、インタラクティブなeラーニング教材で、コミュニケーションのための日本語(聞く、話す、読む、書く)を総合的に学ぶことができます。

下記 URL をご参照ください。

URL : <https://www.fundacionjapon.es/jp/Actividades/Lengua-Japonesa/evento/222/marugoto-online-portugues>

(ウ) キヤノン・ヨーロッパ財団の研究奨学金

キヤノン・ヨーロッパ財団は、あらゆる研究分野を対象に、修士・博士研究者向け研究奨学金を支給します。詳しくは、下記をご参照下さい。なお、本奨学金の願書締め切りは、新型コロナウイルス感染拡大により、2021年2月15日(月)まで延長されました。

支給期間：2021年9月～2022年12月

願書提出締め切り：2021年2月15日(月)

URL (願書・関連情報) : www.canonfoundation.org

(エ) 広報文化班より

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jp までご連絡下さい。

4. 領事関係

(1) 新型コロナウイルス感染症について

(ア) 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なる

べく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますのでご利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保険総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ（日本語）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

（イ）なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害（感染者であるかのごとく扱われる被害）等について、お心あたりのある方は、当館領事班へご連絡下さるようお願いいたします。

（２）日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

厚生労働省によると、現在、全ての国・地域から入国する全ての渡航者に、（ア）検疫所が指定する場所（自宅など）での14日間の待機（自主隔離）、（イ）到着空港から待機場所までの公共交通機関を使わない移動、（ウ）待機場所及び移動手段の検疫所への登録、が求められていますが、これらに加え、入国前14日以内に入管法に基づく「入国拒否対象地域（含むポルトガル）」に滞在歴のある渡航者には、（エ）新型コロナウイルス検査、（オ）検査結果が出るまでの空港または指定施設での待機も要請されています。詳細については、以下の関連ページをご確認ください。

（水際対策の抜本的強化に関する Q&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

（３）在留資格保持者の再入国について

9月1日以降、日本国政府は、再入国許可（みなし再入国許可を含む）をもって出国した在留資格保持者の再入国を認めています。11月1日以降は、従来求められてきた「再入国関連書類提出確認書」又は「受理書」の提出が不要となりました。詳細については、以下のリンク先をご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html

(4) ビジネス人材等の新規入国措置

日本国政府は、10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象として、原則全ての国・地域からの新規入国を許可しています（ただし、防疫措置を誓約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める）。この措置の詳細及び具体的な手続方法は当館領事班までお問い合わせください。

(5) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの導入

このたび、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）において、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが導入されました。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(6) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。

また、大規模事件・事故、テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出いただいた方々には、安全に係る情報を提供しております。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、皆様のご友人・知人で「ポルトガルに居住しているが、まだ在留届を提出していない方」がおられましたら、届出を行うようご案内下さい。

また、ポルトガル国内で転居、日本への帰国、他国への転出等、在留届の届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を下記領事班あてにご連絡いただきますようお願いいたします。

(7) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等、第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、今回の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

登録はこちら：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(8) 海外に住んでいても、国政選挙への投票が可能に！

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについてはこちらをご参照下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

(9) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

(ア) あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

(イ) マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できます。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(※市区町村によって手数料・サービス内容が異なります。)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになる予定です。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができるようになります。2021年3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度において使えるようになることを目指しており、また、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

(ウ) マイナンバーカードが健康保険証になれば、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

(エ) カードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願い申し上げます。

(10) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からのご意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、ご意見・ご要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにE-mailにてご連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 E-mail：consular@lb.mofa.go.jp